

平成22年度消費生活センターへの相談

総額 4億8,270万7,778円 件数 1,291件

平成21年度と同様、有料であることを明確にせず、クリックすると即座に料金請求の表示をする「ワンクリック請求」など、有料サイトからの不当請求に関する相談が多く寄せられました。

中でも「パソコンで有料サイトにつながり、年齢確認ボタンをクリックしただけで高額な料金を請求された。電源を切って再度立ち上げても、請求画面が消えない」という相談が多く寄せられました。

この場合、契約は成立していないので、料金を支払う必要はありませんが、画面のシステム復元操作が必要です。消費生活センターでは、専門の機関・独立行政法人情報処理推進機構のホームページを紹介しています。

また、携帯電話でのワンクリック請求は、きつ

平成22年度に消費生活センターに寄せられた相談の概要がまとまりました。相談件数は増加し、特に未成年者と70歳以上の高齢者からの相談が急増しました。また、6月に改正貸金業法が完全施行され、借入れが困難になった消費者を狙ったクレジットカード現金化やソフトヤミ金、貴金属の買い取りなど、巧妙な手口による新種のトラブルが目立ちました。

**ワンクリック請求
など有料サイトからの
不当請求**



宗像市消費生活センター
**転ばぬ
先の杖**
☎(33)5454

かけとなるサイトが多様化し、ゲームサイトやアニメなどの動画サイト、芸能人情報サイトから、意図せず怪しい有料サイトなどにつながるため、突然の「料金請求」に驚いた女性や未成年者からの相談が急増しました。

「契約していたことを忘れて2紙が重なった」「気に入らないので解約したい」など、いったん契約が解約したいという相談が年代を問わず多く寄せられました。

新聞の購読契約は「その期間、新聞を購読する」という契約なので、一方的な中途解約はできません。販売方法などに問題がない限り、自主交渉になります。



**未成年者の被害が急増
件数トップはワンクリック請求などの
インターネットトラブル**

対処方法

- ▽身に覚えのない請求は無視する
- ▽相手には絶対に連絡をしない
- ▽未成年者は、まず家族に相談する
- ▽怪しいサイトには近づかない
- ▽個人情報情報は絶対に教えない
- ▽お金を要求されても応じない

対処方法

- ▽契約から8日以内はクーリング・オフ（無条件解除）が可能
- ▽契約書の保管場所を家族で決めておく
- ▽1年や半年ごとの短期間契約にするなど

「完済している大手消費者金融から突然「更生債権届に関する通知」が届いたが信用できるか」との相談が多く寄せられました。経営破たんした消費者金融から、払い過ぎた利息を取り戻す不当利得返還請求権がある人を対象に郵送されたものでした。

さらに、改正貸金業法で返済能力を超えた貸し付けが禁止され、借入れが困難になった消費者を狙ったクレジットカード現金化の被害も増加しています。これは、クレジットカードのショッピング枠で商品などを購入させ、その商品を業者が

「契約していたことを忘れて2紙が重なった」「気に入らないので解約したい」など、いったん契約が解約したいという相談が年代を問わず多く寄せられました。

新聞の購読契約は「その期間、新聞を購読する」という契約なので、一方的な中途解約はできません。販売方法などに問題がない限り、自主交渉になります。

**依然として多い
新聞契約のトラブル**

【表1】相談の多かった商品とサービス（上位5項目）

順位	件数	商品・サービス
1位	160	有料サイト利用料の不当請求
2位	126	フリーローン・サラ金
3位	55	新聞
4位	49	不動産賃借
4位	49	ハガキや封書による架空請求など

**こんな
トラブルも
急増！**

【例1】
倒産した大手消費者金融の過払い金請求手続きや、クレジットカードの現金化に関する相談

「劇場型」と呼ばれる新たな手口は、複数の業者が登場し、他の業者が「高値で買い取る」と信用させ、消費者に購入するよう仕向けます。未公開株や社債の販売ができませんが、金融庁の登録を受けた証券会社と発行会社だけです。

また、スーダンポンドなどの外国通貨も日本で

**こんな
トラブルも
急増！**

【表2】平成22年度相談総額と救済総額

相談金額	4億8,270万7,778円 (うちフリーローン・サラ金1億2,387万4,280円)
救済金額	8,956万8,187円

【例2】
未公開株や社債、外国通貨取引：60歳以上に多い投資に関するトラブル

「劇場型」と呼ばれる新たな手口は、複数の業者が登場し、他の業者が「高値で買い取る」と信用させ、消費者に購入するよう仕向けます。未公開株や社債の販売ができませんが、金融庁の登録を受けた証券会社と発行会社だけです。

また、スーダンポンドなどの外国通貨も日本で

【表3】年代別相談内容（上位3項目） *年代不明の相談者は除く (単位：件)

年代	件数	1位	2位	3位
20歳未満	55	有料サイト利用料の不当請求など (40)	新聞 (2)	アルバイト賃金、学生ローン、バイクなど (各1)
20歳代	122	有料サイト利用料の不当請求など (28)	フリーローン・サラ金 (14)	不動産賃借 (9)
30歳代	163	フリーローン・サラ金 (29)	有料サイト利用料の不当請求など (25)	不動産賃借 (14)
40歳代	163	有料サイト利用料の不当請求など (25)	フリーローン・サラ金 (16)	不動産賃借 (9)
50歳代	185	フリーローン・サラ金 (32)	有料サイト利用料の不当請求など (13)	新聞 (7)
60歳代	229	有料サイト利用料の不当請求など (20)	フリーローン・サラ金 (14)	工事・建築 (10)
70歳以上	343	新聞 (28)	フリーローン・サラ金、工事・建築 (各17)	株 (14)

【例3】
原野商法や投資用マンションなどの悪質勧誘

原野商法とは、価値がない山林などの土地を「必ず値上がりする」「将来は道路ができる」などと換金性が乏しく、高値で買い取られることは、ほとんどありません。投資に関する情報は金融庁などに確認しましょう。

●金融庁金融サービス利用者相談室 ☎0570(016)811

と勧誘し、何倍もの価格で売りつける商法です。その他、投資用マンションの強引な勧誘に根拠を以て契約し、後悔しているので解約したいという相談も寄せられました。クーリング・オフなどの適用もあるので、あきらめずに相談することが肝心です。

【例2】
未公開株や社債、外国通貨取引：60歳以上に多い投資に関するトラブル

【例3】
原野商法や投資用マンションなどの悪質勧誘



原野商法とは、価値がない山林などの土地を「必ず値上がりする」「将来は道路ができる」などと

